国官総第 1 8 6 号 国官会第 2 8 5 5 号 国 地 契 第 4 3 号 国 官 按 第 2 5 5 号 国 営 管 第 3 5 5 号 国 営 計 第 7 5 号 平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

大臣官房官庁営繕部長 各地方整備局長 北海道開発局長 あて

大臣官房長(公印省略)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

計画的な事業執行は、施工体制の効率化による生産性の向上を通じ、公共工事の品質の確保や、その担い手の中長期的な確保に寄与するため、発注者が主体的に取り組むべき責務である。この点については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)において計画的な発注が発注者の責務として示されたところであり、「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)においても、計画的な発注や適切な工期の設定により、施工時期等の平準化を図るよう努めることとされたところである。

ついては、下記事項に留意の上、国土交通省所管事業の計画的な事業執行に努められたい。

なお、下記事項の運用上の留意事項については別途通知する。

1 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期や履行期限が過度に集中することを避けるため、早期発注や国庫債務負担行為制度の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

2 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より 長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、 必要な日数を見込むこと。

3 余裕期間制度の積極的な活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。

- 4 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応
- (1) 複数年度にわたる工期又は業務の履行期間を設定する必要がある場合は、 国庫債務負担行為制度を適切に活用すること。
- (2) 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、翌債(繰越)制度を適切に活用すること。